

(5) 事業内容について

中心経営体等が融資を受け、農業用機械等を導入する際、融資残について補助金を交付することにより、主体的な経営展開を支援します。

併せて、融資の円滑化等を図るため、農業信用基金協会への補助金の積増による金融機関への債務保証の拡大を支援します（P8参照）。

1.要件	農業用機械等を導入する際に、融資を前提として計画的に農業経営の改善に取り組む。 【対象となる融資機関】 農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫、(株)日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、銀行、信用金庫、信用組合、都道府県
2.補助率	融資（及び地方公共団体等の補助）残額の範囲内で、最大で取得価格の 3/10 以内又は融資金額のいずれか低い額。
3.助成対象者	「適切な人・農地プラン」と「経営体育成支援計画」に位置付けられた次に掲げる者。 ① 中心経営体 ② 適切な人・農地プランの「今後の地域農業のあり方」に明記された内容を実現する上で必要であると市町村長が認める経営体。 ③ ①及び②の経営体が組織する団体。
4.対象となる整備内容	・事業費が 50 万円以上で、かつ、耐用年数がおおむね 5 年以上、 20 年以下（中古農業用機械の場合は、残存耐用年数が 2 年以上）であること。 ※補助率や整備内容等の詳細については、必ず事業の通知等で確認して下さい。

イメージ



取得価格（税込）
1,000万円

助成額の上限は、
① 取得価格に占める融資の割合が、7割を超えた場合は、融資残額が上限
② 取得価格に占める融資の割合が3割に満たない場合は、融資額が上限になります。



経営規模を拡大するためにトラクターを導入する場合

融資金額	融資残額	助成額	備 考
1,000万円	0万円	0万円	—
900万円	100万円	100万円	助成額は、融資残額の 100万円 が上限。
800万円	200万円	200万円	助成額は、融資残額の 200万円 が上限。
700万円	300万円	300万円	助成額は、最大の 300万円 が上限。
600万円	400万円	300万円	
500万円	500万円	300万円	
400万円	600万円	300万円	
300万円	700万円	300万円	
200万円	800万円	200万円	助成額は、融資額の 200万円 が上限。
100万円	900万円	100万円	助成額は、融資額の 100万円 が上限。
0万円	1,000万円	0万円	—

【注意】

このイメージは、トラクターの取得価格を融資と助成金の関係から整理したものです。そのため、取得する際のその他の負担額（地方公共団体の負担分や自己資金等）を整理していません。最終的な助成額は、助成額からその他の負担額の金額を差し引いた額になります。

★助成額の算定方法

$$\text{助成額} = \text{農業用機械等の取得価格} - \text{融資機関からの融資金額} - \text{その他の負担額}$$

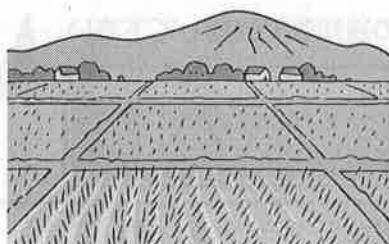
5. 追加的信用供与補助事業について

融資機関から融資を受ける際に、原則として、融資物件以外の担保及び同一経営外の保証人（※1）の確保が難しい場合でも、適切な融資計画を策定した経営体に対して、農業信用基金協会による確実な機関保証制度を確立します。

（※1）同一経営外の保証人について：同一経営外の第3者の保証人を求められることはありませんが、同一経営内の保証人が必要となる場合もありますので、融資機関等と予めご相談願います。

1. 被保証者ごとの保証上限額は、各都道府県農業信用基金協会ごとに以下の水準に設定され、農業制度金融における無担保・無保証人による債務保証の上限額は、通常の2倍程度に拡大されます。

区分	保証上限額		備考
認定農業者	個人	3,600万円	
	法人	7,200万円	
認定農業者以外の者	個人	3,000万円	
	法人	6,000万円	任意団体も同じ



農地価格の下落による担保価値の低下や借地で経営拡大を進めているから、担保が不足していたんだ。

この制度を活用すれば、担保がなくても融資を受けられる範囲がひろがるんだね！

2. 追加的信用供与補助事業のイメージ

② 保証債務の弁済及び求償権の償却に伴う費用への補填に当てるための経費を補助

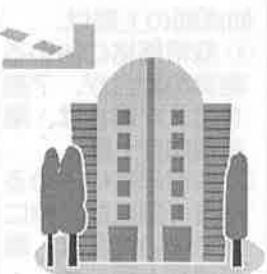


市町村



農業信用基金協会

③ 金融機関から融資を受ける農業者等の債務を保証



融資機関

①追加的信用供与補助事業の活用を希望



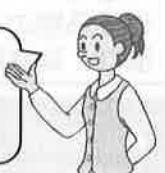
助成対象者

④融資

【補助金の算定方法】

$$\text{補助金上限額} = \text{地区ごとの保証対象融資額} \times 2/15$$

経営体が保証を受けるためには、別途保証料が必要になります。



6. 条件不利地域補助型経営体育成支援事業

(1) 事業実施地区について

項目	都府県	北海道
①農家1戸あたりの平均農地面積	・概ね0.5ha未満、かつ0.5ha未満の農家が概ね5割以上	・概ね2ha未満、かつ2ha未満の農家が概ね5割以上
②販売農家に対する副業的農家の割合	・7割以上、かつ主業農家の割合が1割以下	・3割以上、かつ主業農家の割合が6割以下
③事業実施主体が認める地域	・平均農地面積が概ね1ha未満、かつ1ha未満の農家が概ね5割以上占める地域 上記の条件を満たす地域であって、周辺の地域等と比べて、農産物販売金額が低い又は高齢化率・耕作放棄地率が高いなど、経営体を育成・確保する必要性があると事業実施主体が認める地域	・平均農地面積が概ね2ha、かつ2ha未満の農家が概ね5割以上占める地域

※販売農家：経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額50万円以上の農家
※副業的農家：年間60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいない農家
※主業農家：農家所得の5割以上が農業所得で、年間60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家

(2) 助成対象者について

助成の対象となる方は次の通りです。

1 農業者等の組織する団体

農家3戸以上が構成員に含まれている団体であって、当該農家が全体の議決権の過半を占める等当該団体の事業活動を実質的に支配すると認められる①農事組合法人、②農事組合法人以外の農業生産法人、③特定農業法人及び特定農業団体、④農用地利用改善団体、⑤農作業の受託及び共同化、その他農畜産物の生産、加工、流通、販売等を行う法人又は任意団体（集落営農組織を含む。）

2 参入法人のうち以下の要件を満たす法人

- ア 3戸以上の農家から利用権の設定若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用集積を行う又は3戸以上の農家から原料供給を受けて加工等を行う目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること
イ 会社にあっては、資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の法人（以下「中小企業」という。中小企業以外から出資を受ける子会社は除く。）であること。

3 農業協同組合

4 土地改良区

5 農業委員会

6 第3セクター等

(3) 整備内容について

経営体が共同で利用する経営規模の拡大や多角化・複合化を進めるための機械等が対象となります（次ページ表）。

なお、整備する機械等は次の基準を満たしておく必要があります。

事業費が50万円以上で、かつ、耐用年数がおおむね5年以上、20年以下（中古農業用機械の場合は、残存耐用年数が2年以上）であること。

対象となる整備内容の詳細

助成の対象となる整備内容は次のとおりです。

助成対象となる整備内容	実施要件等
<p>1 農業用機械等の整備</p> <p>(1) 整理合理化通知の記に基づき交付の対象となる農業用機械等</p> <p>(2) 乾燥調製に必要な乾燥機、糊摺り機、袋詰め機、色彩選別機及び建物等の整備</p> <p>(3) 農畜産物の集出荷に必要な選別・選果用機械、冷却・冷蔵用機械、検査用機械、出荷用機械及び建物等の整備</p> <p>(4) 野菜、果樹等の育苗に必要な施設の整備</p> <p>(5) 農畜産物の処理・加工・冷蔵・貯蔵・包装用機械及び建物等の整備</p> <p>(6) 高品質堆肥製造・保管に必要な機械施設の整備</p> <p>(7) 農業用水の配管・ポンプ等の整備</p> <p>(8) 防除機能、土づくり機能等の機能を持つ共同施設と併せて受益地区の区域内に設置される栽培機能の他に育苗機能を併せ持つ生産施設の整備</p> <p>(9) 販路拡大・鮮度維持等のための施設の整備</p> <p>(10) 地域食材供給に必要な処理加工機械施設の整備</p> <p>(11) 栽培管理技術・経営管理に関する指導・研修、土壤分析、作物の品質検定、土地の利用調整等に必要な機器の整備</p>	(1) の農業用機械にあっては、1／3以内(沖縄県及び水稻直播機、細断型ロールベーラー、稻発酵粗飼料用ロールベーラー、家畜ふん尿の処理利用に係る機械を除く。)
<p>2 簡易な基盤整備</p> <p>(1) 区画整理</p> <p>農用地の区画の拡大、整形、換地及び面的工事と一体的に行うかんがい排水、暗きよ排水並びに農道等の整備</p> <p>(2) 畦畔整備</p> <p>畦畔の除去及び改善</p> <p>(3) 用排水整備</p> <p>用水路、排水路及びこれらの附帯施設の新設及び改修</p> <p>(4) 農道整備</p> <p>農業上の利用に供する道路及び農地と農業用関連施設を結ぶ道路の新設及び改良</p> <p>(5) 農地保全整備</p> <p>客土、土壤改良、ため池改修及び冠水防止のための排水ポンプ、地滑り対策のためのブロック積み・杭打ち、抜根等遊休地改良、ほ場進入路整備等の整備</p> <p>(6) 建物用地整備</p> <p>新規就農者のための滞在施設用地の造成、農業用施設用地の造成及び改良、経営多角化のための施設用地の造成</p> <p>(7) 交換分合</p> <p>農用地の交換・分割並びに合併等による農用地の集団化のための土地評定、測量及び許可申請</p>	受益面積は一事業地区について5ha未満とする。

補助金の算定方法は？

事業実施主体（市町村）が策定する計画（支援計画）に位置付けられた助成対象者の整備内容毎の助成金額の合計額を交付します。

助成対象者毎の助成金の額は、整備内容毎に2分の1（一部3分の1）を乗じて得た額の合計額（4,000万円上限）の範囲内で助成されます。

7. 事業の実施手続について

事業の基本的な仕組みと実施手續は、次のとおりです。
(※被災農業者向け経営体育成支援事業は除く。)

経営体育成支援計画及び 条件不利地域補助型経営体育成支援計画の作成

融資主体補助型経営体育成支援事業

事業実施主体（市町村）は、適切な人・農地プランの実現に重要な役割を果たす中心経営体等の経営発展を支援をするための計画（以下「経営体育成支援計画」という。）を作成します。

中心経営体等が行う農業用機械等の導入を支援するため、経営体育成支援計画を作成します。

支援を希望する方は、市町村担当部局にご相談下さい。



市町村

作成

平成25年度
〇〇市
経営体育成支援計画



【注意事項】

- ・経営体育成支援計画の地区は、適切な人・農地プランの地区的範囲内とする必要があります。また、中心経営体等の育成・確保のために必要な場合は、プラン作成地区内的一部又は隣接する複数の地区（当該地区の一部を含む。）を事業実施地区とすることが可能です。として事業を実施することも可能です。（※なお、同一プラン内で複数の地区を設定することができません。）
- ・支援の対象者は、適切な人・農地プランに位置付けられた「中心経営体」及び「市町村長が認める経営体」です（市町村長は、認める基準を作成し経営体育成支援計画に添付して下さい。）。



条件不利地域補助型経営体育成支援事業

事業実施主体（市町村）は、経営規模が小規模・零細な地域において今後の地域農業を担う意欲ある経営体の育成・確保を図るための計画（以下「条件不利地域補助型経営体育成支援計画」という。）を作成します。

条件が不利な地域の経営体等が行う共同利用機械等の導入を支援するため、条件不利地域補助型経営体育成支援計画を作成します。

支援を希望する方は、市町村担当部局にご相談下さい。



市町村

作成

平成25年度
〇〇市
条件不利地域補助型
経営体育成支援計画



【注意事項】

- ・条件不利地域補助型経営体育成支援計画の作成地区は、P 9の対象地区の要件を満たす必要があります。

経営体調書の作成

助成を希望する経営体の方は、個々の経営概要、農業経営の改善・発展を図るために取り組もうとする目標、資金計画等を内容とした経営体調書を作成します。

I 事業内容等

整備する機械等の概要、着工・竣工予定、資金調達計画等について記載してください。

II 経営体の成果目標

経営体の成果目標として、以下の目標項目から2項目以上（新規就農者は1項目以上）の数値目標を設定してください。

目標項目	目標水準（事業実施年度の翌々年度の姿）
①経営面積の拡大	a 助成対象となる事業内容に土地利用型農業に関するものが含まれる場合 3戸以上の農家から利用権の設定若しくは農作業の受託をして現状より 經營面積の拡大を行い、又は利用権の設定等若しくは農作業の受託をして概ね30a以上経営面積の拡大を行う。 b a以外の場合 利用権の設定等又は農作業の受託をして現状より経営面積の拡大を行う。
②耕作放棄地の解消	過去1年間以上作付けが行われていない農地を対象として、所有権の移転 又は使用貸借等により現状より概ね30a以上経営面積の拡大を行う。
③農業の6次産業化	自らが農産物（その過半が当該事業実施地区内で生産されたものに限る。）の加工、直売若しくは契約栽培等の拡大に取り組み、又は事業分野が異なる法人等と契約等により事業の連携関係を構築する。
④農産物の高付加価値化	農産物の生産において、新品種の導入、栽培及び管理技術の改善等により品質向上等農産物の付加価値向上に取り組む。
⑤農業経営の複合化	土地利用型作物の生産、園芸作物の生産、畜産経営などを組み合わせ、複合的な農業経営の展開に取り組む。
⑥農業経営の法人化	目標年度までに法人化する。
⑦雇用	外部からの常勤雇用の増加に取り組む。

- ・目標年度は、事業実施年度の翌々年度です。
- ・目標は、目標年度までの毎年度評価を行います。



融資主体補助型の場合

人・農地プラン作成の際の話し合いの中で地域の3戸の農家から利用権の設定を受けることになった。

経営面積が増加することから、トラクターの能力をあげたい。

生産量も増加することから、新たな出荷先と販売契約を締結し、経営の安定を図りたい。



①経営体調書の作成

整備内容

・トラクター



経営改善目標

・農業の6次産業化
・経営面積の拡大 等

市町村

②内容確認・アドバイス

経営改善目標は、助成を受ける方の経営及び今後の取組内容に関連する項目に限ります。

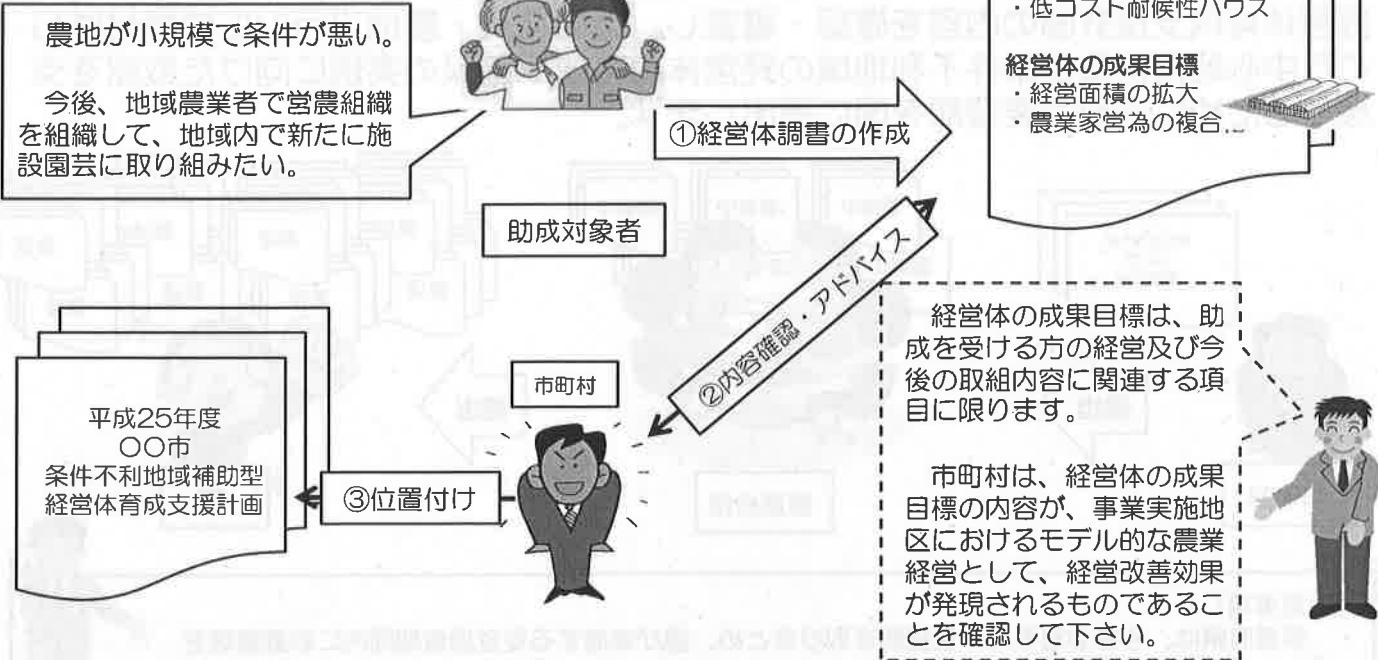
市町村は、経営改善目標の内容が、事業実施地区におけるモデル的な農業経営として、経営改善効果が発現されるものであることを確認して下さい。

平成25年度
〇〇市
経営体育成支援計画

③位置付け



条件不利地域補助型の場合



市町村は、経営体調書の内容を取りまとめ、
経営体育成支援計画及び条件不利地域補助型経営体育成支援計画を作成

I 事業実施地区の成果目標

当該地区の助成対象者（経営体）の成果目標を取りまとめ、当該地区の成果目標を設定して下さい。
また、当該地区的配分基準ポイントを算定するため、以下の項目について、助成対象者が計画策定時に取り組んでいる内容を確認し、その取組数により配分ポイントを算定して下さい。

【確認項目】

- ①経営改善
- ②法人化
- ③新規就農
- ④雇用
- ⑤女性の取組（融資主体補助型のみ）

配分基準ポイントの算定は、助成対象者の取組ポイントの合計を助成対象者数で割り戻して算定します。
(例)
①助成対象者の取組ポイントの合計 50ポイント
②助成対象者数 15経営体
③配分基準ポイント (③=①÷②) 3.3ポイント

※ 融資主体補助型と条件不利地域補助型では、配分ポイントの考え方方が異なりますのでご注意下さい。

II 施設整備計画

事業の取組内容、事業費（経費内訳）、助成経営体数など、事業の実施に係る内容を記載してください。

III 事業完了（予定年月日）

IV 収支計画（精算）

※ 記載内容は、変更等が生じる場合がありますので、経営体育成支援計画の作成に当たっては、必ず事業実施要綱等の通りで確認してください。



〔添付資料〕

- i 経営体調書（助成を希望する中心経営体個々の経営概要や経営改善目標等を記載してください。）
- ii 計画位置図
- iii 人・農地プランの適切性（融資主体補助型のみ）
- iv 本補助金の交付に関する規程又は要綱等
- v その他、都道府県知事が必要と認める資料

※条件不利地域補助型経営体育成支援計画を実施する場合は、

Iとして事業実施地区の概要として、実施地区が地区の対象要件を満たしていることが分かる内容及び地域農業の現状と将来像について記載し、以下を1項目ずつ番号をすらす。

経営体育成支援事業の要望取りまとめ

都道府県は、各市町村が作成した経営体育成支援計画及び条件不利地域補助型経営体育成支援計画の内容を確認・審査し、適切な人・農地プランに位置付けられた中心経営体及び条件不利地域の経営体の育成・確保の実現に向けた取組を支援するために必要な要望額を国に提出します。



平成25年度要望調査

要望調査は、農林水産省と都道府県との間で行います。

都道府県は、管内市町村の要望を把握し、必要書類を農林水産省に提出して下さい。



- 要望調査開始時期
平成25年4月30日（火）
- 要望調査結果の提出期限
平成25年7月12日（金）
(都道府県から国への提出期限です。市町村から都道府県への提出期限は別途設定してください。)
- 都道府県に対する配分（予定）
平成25年7月下旬頃
- 要望調査関係資料
 - 経営体育成支援事業要望地区総括表
 - 〔別紙様式1-1〕A表：融資主体補助型
 - 〔別紙様式1-2〕A表：条件不利地域型
 - 〔別紙様式2-1〕B表：融資主体補助型
 - 〔別紙様式2-2〕B表：条件不利地域型
 - 経営体育成支援計画書
- 要望調査資料の提出方法
要望調査関係資料のファイルをメールにより提出